

相続人として故人の孫、父母、兄弟姉妹、甥姪が来庁する場合

《亡くなられた方のもの》

- ☐ 笛吹市印鑑登録証、住民基本台帳カード(作成されている場合)
- ☐ 国民健康保険資格確認書等(75 歳未満で社会保険に加入していなかった方)
- ☐ 後期高齢者医療資格確認書等(75 歳以上の方)
- ☐ 介護保険被保険者証等
- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ☐ 自立支援医療受給者証(精神通院)、重度心身障害者医療費助成金受給資格者証
- ☐ 子どもすこやか医療費助成金受給資格者証、ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証
- ☐ 笛吹市交付の標識番号(125cc以下の原動機付自転車・小型特殊(一般・農耕用)) ※廃車する場合
- ☐ その他、市役所から交付された証書類でご不明な点があるもの

《ご遺族のもの》

- ☐ 認印(相続人代表者、喪主の朱肉を使うもの)
- ☐ 本人確認書類(来庁者・相続人代表者) ※¹下記参照
- ☐ 預貯金通帳(相続人代表者、喪主)
- ☐ 会葬礼状または葬儀の日程表等(葬儀の日、亡くなられた方及び喪主の氏名が確認できるもの)
- ☐ マイナンバーがわかるもの(国民健康保険加入者の喪主)
- ☐ 委任状(来庁者が国民健康保険加入者の喪主ではない場合はおくやみハンドブック P14 喪主からの委任状が必要)
- ☐ 亡くなられた方と相続人の相続関係を確認できる戸籍謄本等が必要になります。
戸籍謄本・法定相続情報一覧図・公正証書遺言等のうちどれか
- ☐ 相続人代表者が法定相続人ではなく遺言によって相続人となられた場合は遺言書(公正証書遺言、秘密証書遺言、検認済みの自筆証書遺言)をお持ちください。

※¹本人確認書類について

- ・1 点で本人確認できる書類(顔写真付きのもの)
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳など
- ・顔写真付きのものがない場合は次から2点
A: 資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳など
B: 本人名義の預貯金通帳、キャッシュカード、クレジットカードなど
「A のみ 2 点」又は「A と B の組み合わせによる 2 点」が必要

亡くなられた方が国民年金のみを受給または加入していた場合は市役所で手続きができます
(おくやみハンドブック P3 参照)

請求者の優先順位: 配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹・その他の 3 親等内の親族

- ☐ 亡くなられた方の年金証書または年金手帳
- ☐ 亡くなられた方の戸籍謄本(死亡日以降に発行されたもの)
- ☐ 請求者となる方の戸籍謄本(死亡日以降に発行されたもので、亡くなられた方と請求者の続柄がわかるもの)
- ☐ 預貯金通帳(請求者) 農協の営農通帳は使えません。
- ☐ マイナンバーがわかるもの(請求者)

※亡くなられた方と請求者の住所が異なる場合は「生計同一関係に関する申立書」が必要です。